

## コミュニケーション支援広域支援検討事業

都道府県	広島県	事業名 平成21年度コミュニケーション事業広域支援検討会議
検討区分 (○で囲んで下さい)	手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、その他( )	
問1 検討の経緯について		
当初課題となっていたこと	① 通訳者派遣基準に制限がある市町がある。 ② 通訳者に支払う旅費・報酬の単価が統一されていない。	
問2 検討会について		
期間	平成21年9月～10月の間で3回実施	
メンバー	県内各市町コミュニケーション事業担当者及びろうあ者専門相談員(設置手話通訳者)	
検討内容	①手話通訳者の広域派遣(市(町)外派遣)に関する制度の設計・運用方法の検討 ②県内全市町での手話通訳者派遣事業実施要綱の統一基準(モデル要綱)の作成	
問3 検討事業の成果(広域支援事業の運営方法について)		
実施主体	当事者の居住する市町	
派遣主体	手話通訳者の派遣については、市町内派遣・広域派遣にかかわらず、従来どおり当事者の居住する市町とする。ただし、広域派遣に対応するための手話通訳者の派遣体制(ネットワーク)の整備は県が実施する。(県地域生活支援事業)	
費用	県内統一の広域単価を設定し、通訳者の旅費・報酬はネットワーク利用料として市町が負担。	
未実施市町村の対応	障害当事者団体が費用を負担	
その他	①市町の手話通訳者派遣事業に関する統一要綱(モデル要綱)の作成のほか、県事業の要綱の整理を実施。 ②要約筆記者派遣事業については、平成22年度において検討会議を実施する予定。	
広域事業開始時期	平成22年4月	

## 市(町)手話通訳者派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、聴覚障害者が社会の構成員として地域の中で自立した生活を送れるよう、また、自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条の規定に基づき、コミュニケーション支援事業を実施し、もって聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 聴覚障害者

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者をいう。

#### (2) コミュニケーション支援事業

地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める聴覚障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ることを目的として、市町が実施する手話通訳者等の派遣事業。

#### (3) 手話通訳者

ア 手話通訳士の資格を有する者

イ 手話通訳者登録試験(広島県中級認定通訳試験)に合格した者

ウ 広島県初級認定通訳者で、手話通訳者登録試験受験資格を有する者

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、〇〇市(町)とする。ただし、手話通訳者派遣事業等の実績等がある障害者団体等に委託することができるものとする。

### (市(町)の責務等)

第4条 市(町)長は手話通訳者の必要に応じて健康診断等を実施し、頸肩腕症候群等の防止に努めるなど健康管理に配慮しなければならない。

2 市(町)長は、研修の機会を設ける等、手話通訳者の技術と知識の向上について配慮しなければならない。

- 3 市(町)長は、手話通訳者の派遣事業が円滑に行われるよう、派遣する適任者の選定等通訳派遣に係る調整者の設置等について配慮しなければならない。
- 4 市(町)長は、この事業の実施にあたり、関係団体等の理解と協力が得られるよう配慮しなければならない。
- 5 市(町)長は手話通訳者の派遣活動中の事故に対する保障として、保険等に参加しなければならない。

(手話通訳者の登録と取消し)

第5条 手話通訳者のうち、この事業による派遣要請に応じることができる者は県手話通訳認定証の写しを添え、市(町)長あて「手話通訳者登録申込書」(様式第1号)及び「手話通訳者調書」(以下「調書」という。)(様式第2号)を提出することとする。

2 前項の提出を受けた市(町)長は手話通訳者としての適否を審査し、登録する場合は「手話通訳者派遣事業登録者台帳」(以下「台帳」という。)(様式第3号)に登載するとともに、手話通訳者に対し「手話通訳者証」(様式第4号)を交付する。

3 手話通訳者は、交付された「手話通訳者証」を毀損又は紛失・盗難した場合には、直ちに市(町)長あて「手話通訳者証毀損・紛失盗難届兼再交付申請書」(様式5号)を提出しなければならない。

4 市(町)長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、手話通訳者の登録を取り消すことができる。この場合には、手話通訳者は速やかに身分証明書を返納しなければならない。

- (1) 手話通訳者から、「手話通訳者辞退届」(様式第6号)の提出があった場合
- (2) 第6条に違反した場合

5 手話通訳者は、毎年4月1日の現況を調書により、その年の4月30日までに市(町)長あて提出するものとする。なお、年度の途中に登録事項に変更があった場合には、変更後の内容を記載した調書を速やかに市(町)長あてに提出するものとする。

(手話通訳者の責務)

第6条 手話通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めなければならない。

2 手話通訳者は聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。

3 手話通訳者は業務上知り得た情報を、申込者及びその関係者の意に反して第三者に提供し

てはならない。

(派遣の対象)

第7条 市(町)長は、次に掲げる場合において、市(町)の区域内に住所を有する聴覚障害者等がコミュニケーションを図る必要があり、手話通訳を必要とすると認める場合は、手話通訳者を派遣するものとする。

- (1) 生命及び健康の維持増進に関する場合
  - (2) 財産・労働等権利義務に関する場合
  - (3) 官公庁等の公的機関と連絡調整を図る場合
  - (4) 社会参加を促進する学習活動等に関する場合
  - (5) 地域生活及び家庭生活に関する場合
  - (6) 1号から5号以外のものであって、その行為に社会的一般性が認められ、聴覚障害者の権利保障の観点から必要と認められるもの。
  - (7) その他市(町)長が特に必要と認める場合
- ただし、次の場合は派遣対象から除く。

- (1) 営業活動等の営利的・経済的活動に関する場合
- (2) 通年かつ長期にわたる場合
- (3) 公序良俗に反し、本制度を適用することが適当でない場合

(派遣地域)

第8条 手話通訳者を派遣する範囲は、原則として広島県内とする。なお、通訳者の派遣を行う際に、〇〇市(町)登録者で対応できない場合、広島県が実施している、広島県障害者社会参加推進事業の中の広島県手話通訳者派遣ネットワーク事業を利用することも可能とする。

(派遣の申込み)

第9条 手話通訳者の派遣を要請する場合は、あらかじめ「手話通訳者派遣申込書」(様式第7号)を市(町)長あてに提出する。

(派遣の決定及び却下)

第10条 市(町)長は、前項の申込みを受けたときは内容を審査し、派遣の可否を決定し、申込者に「手話通訳者派遣決定(却下)通知書」(様式第8号)により通知する。

派遣の必要を認めるときは、手話通訳者の中から派遣可能な者を選定し、派遣する手話通訳者に「手話通訳者派遣依頼書」(様式第9号)により派遣を依頼通知する。なお、派遣手話通訳者の選定にあたっては、原則として1人の手話通訳者が連続して通訳する時間が30分以内となるよう派遣手話通訳者の人数を調整することとする。

(申込者の負担)

第11条 手話通訳者の派遣に係る申込者の費用負担は、無料とする。

(報告書の提出)

第12条 手話通訳者は、通訳業務終了後、その内容等を「手話通訳業務報告書」(様式第10号)に記録し、毎月15日までに前月分を市(町)長に報告する。なお、手話通訳者は、引継ぎが必要な事項及び早急に解決しなければならない問題点等がある場合には、通訳業務終了後、同様式により速やかに市(町)長に報告する。

(派遣手当等の支給)

第13条 市(町)長は、各手話通訳者に対し、派遣実績に応じて、次に定める派遣手当等を支給する。

(1) 依頼の時間から通訳業務を終了するまでの時間(以下「派遣時間」という。)に対して1時間当たり2,000円を派遣手当として支給する。

なお、1件当たりの派遣時間が1時間に満たない場合、当該派遣の派遣時間については1時間とみなし、1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときはこれを1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てて算出し、派遣手当を支給する。

(2) 派遣時間のうち、午後10時から翌日午前5時(以下「深夜」という。)に該当するものには、100分の150を乗じて得た額を派遣手当として支給する。

(3) 自宅から派遣先までの移動については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関の料金の実費相当額を支給することとする。ただし、派遣先が公共交通機関を利用して移動することが困難な地域の場合は、例外的に自家用車による移動も可とし、走行距離1キロメートルあたり35円を支給するものとする。また、有料道路や船舶等を使用した場合の料金について実費相当額を支給することとする。

(運営委員会等の設置)

第14条 市(町)は、本事業の実施に当たり、聴覚障害者等及び手話通訳者等関係者で構成する運営委員会等を設置し、聴覚障害者の意見を聞き、派遣実態を検証し、本事業の効果的な推進を図ることとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は市(町)長が別に定める。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の事業から適用する。

## 広島県手話通訳派遣ネットワーク事業実施要綱案(H22.1)

### (目的)

第1条 この事業は、広島県障害者社会参加推進事業実施要綱に基づき実施するものであり、聴覚障害者が社会の構成員として地域の中で自立した生活を送るため、自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の向上が図れるよう、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条の規定に基づき市町が実施するコミュニケーション支援事業を支援し、もって聴覚障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

具体的には、県内の各市町が手話通訳者(奉仕員)派遣事業を実施する際、登録通訳者等で対応できない場合等に対応する手話通訳者を派遣するためのネットワークの整備を目的とする。

### (ネットワークの整備方法)

第2条 このネットワークの整備方法は次のとおりとする。

- (1) 手話通訳士の資格を有する者、手話通訳者登録試験(広島県中級認定通訳試験)に合格した者、広島県初級認定通訳者で手話通訳者登録試験受験資格を有する者のうち、希望者を広島県登録通訳者(手話通訳派遣ネットワーク事業登録通訳者)として登録し、広域的な派遣体制を整備する。
- (2) この事業を受託した団体の長(以下、ネットワーク管理者と言う)は、登録通訳者の指導・監督を行うとともに、派遣する適任者の選定等、通訳者の派遣調整に係る調整者(コーディネーター)を配置することとする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

#### (1) 聴覚障害者

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者をいう。

#### (2) コミュニケーション支援事業

地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める聴覚障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ることを目的として、市町が実施する手話通訳者等の派遣事業。

#### (3) 手話通訳者

ア 手話通訳士の資格を有する者

イ 手話通訳者登録試験(広島県中級認定通訳試験)に合格した者

ウ 広島県初級認定通訳者で、手話通訳者登録試験受験資格を有する者

(実施主体)

第4条 この事業の実施主体は、広島県とする。ただし、手話通訳者派遣事業等の実績等がある障害者団体に委託し、実施することとする。

(事業受託先の責務等)

第5条 ネットワーク管理者は、必要に応じて手話通訳者の健康診断等を実施し、頸肩腕症候群等の防止に努めるなど、健康管理に配慮しなければならない。

2 ネットワーク管理者は、登録通訳者の研修の機会を設ける等、手話通訳者の技術と知識の向上について配慮しなければならない。

3 ネットワーク管理者は、手話通訳者の派遣活動中の事故に対する保障として、保険等に参加しなければならない。

(手話通訳者の登録と取消し)

第6条 手話通訳者のうち、この事業による派遣要請に応じることができる者は、ネットワーク管理者あてに「手話通訳者登録申込書」(様式第1号)及び「手話通訳者調書」(様式第2号)を提出することとする。

2 前項の提出を受けたネットワーク管理者は手話通訳者として登録する場合は「手話通訳者派遣事業登録者台帳」(様式第3号)に登載することとする。

3 ネットワーク管理者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、手話通訳者の登録を取り消すことができる。

(1) 手話通訳者から、「手話通訳者辞退届」(様式第4号)の提出があった場合

(2) 第7条に違反した場合

4 手話通訳者は、登録事項に変更があった場合、変更後の内容を書面で速やかにネットワーク管理者あてに提出するものとする。

(手話通訳者の責務)

第7条 手話通訳者は、自らその技術と知識の向上に努めなければならない。

2 手話通訳者は聴覚障害者等の人格を尊重し、その信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。

3 手話通訳者は業務上知り得た情報を申込者及びその関係者の意に反して第三者に提供してはならない。

(事業内容と費用負担について)

第8条 ネットワーク管理者は、次の内容について、市町長等からの依頼により、手話通訳者の

派遣に関する連絡調整を行うものとする。なお、その際、ネットワーク管理者に支払う利用料の負担については次のとおりとする。また、利用料の算定方法については、第9条のとおりとする。

- (1) 手話通訳を必要とする聴覚障害者が他の都道府県へ移動する際、目的地において手話通訳者の派遣を受ける場合。利用料については、この事業の委託料に含めることとする。
- (2) 手話通訳者を必要とする聴覚障害者が県内市町間で移動する際、目的地において手話通訳者の派遣を受ける場合。利用料については、手話通訳者を必要とする聴覚障害者が居住する市町の負担とする。
- (3) 手話通訳者を必要とする聴覚障害者が居住市町内で手話通訳者が確保できず、当該市町の登録通訳者以外の手話通訳者の派遣を受ける場合。利用料については、手話通訳者を必要とする聴覚障害者が居住する市町の負担とする。
- (4) 他の都道府県から来県する手話通訳者を必要とする聴覚障害者に対して、目的地において手話通訳者の派遣依頼があった場合。利用料については、手話通訳者を必要とする聴覚障害者が居住する市町等の負担とする。

(ネットワーク利用料の算出・支払方法について)

第9条 この事業を利用して手話通訳者の派遣を受けた市町長等は、ネットワークの利用料として、次の経費をネットワーク管理者に対して支払うものとする。

- (1) 依頼の時間から通訳業務を終了するまでの時間(以下、「派遣時間」という。)に対して、1時間あたり2,000円の報償費。なお、1件あたりの派遣時間が1時間に満たない場合、当該派遣の時間については1時間とみなし、1時間を超えて1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときはこれを1時間とみなし、30分未満のときはこれを切り捨てて算出することとする。
- (2) 手話通訳者が自宅から派遣先まで移動する場合、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関の料金の実費相当額を支払うこととする。ただし、派遣先が公共交通機関を利用して移動することが困難な地域の場合等は、例外的に自家用車による移動も可とし、走行距離1キロあたり35円を必要経費として算出することとする。
- (3) 県外市町等からの依頼については、(1)(2)の経費に加え、1件あたり、1,000円の事務費をネットワーク利用料に含め算出することとする。

(派遣に関する連絡調整の申込みと決定事務)

第10条 市町長等が手話通訳者の派遣に関する連絡・調整を依頼する場合は、依頼文書(様式第5号)に提出された派遣依頼書の写しを添え、ネットワーク管理者あてに提出することとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

- 2 ネットワーク管理者は、登録通訳者の中から派遣可能な者を選定し、派遣する手話通訳者に対し、市町長等から送付された派遣依頼書により派遣を依頼通知する。なお、手話通訳者の選定にあたっては、原則として1人の手話通訳者が連続して通訳する時間が30分以内となるよう、派遣手話通訳者の人数を調整することとする。
- 3 市町長は派遣決定通知(様式第6号)をネットワーク管理者から受領後、申込者に通知することとする。
- 4 市町長からの通訳者の派遣依頼は、原則として派遣日の5日前までに行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

#### (報告書等の提出)

第11条 手話通訳者は、通訳業務終了後、その内容等を「手話通訳業務報告書」(様式第7号)に記録し、毎月15日までに前月分をネットワーク管理者に報告することとする。なお、手話通訳者は、引継ぎが必要な事項及び早急に解決しなければならない問題点等がある場合には、通訳業務終了後、同様式により速やかにネットワーク管理者に報告することとする。

- 2 手話通訳者から報告書が提出された場合、ネットワーク管理者は速やかに市町長等に対して報告書の写しとネットワーク利用にかかる請求書を提出することとする。市町長等は報告書の内容を確認後、ネットワーク管理者に対してネットワーク利用料の支払を行うこととする。
- 3 ネットワーク管理者は市町長等からネットワーク利用料の支払を受けた場合、登録通訳者に対して速やかに報償費と旅費の支払を行うこととする。
- 4 ネットワーク利用料の支払いに関する書類の保存年限は会計年度終了後、3年とする。また、ネットワーク管理者が市町長等から支払に関する書類等の提出を求められた場合は、速やかに当該書類等の写しを提出しなければならない。

#### (運営委員会の設置)

第12条 ネットワーク管理者は、本事業の実施に当たり、聴覚障害者等及び手話通訳者等関係者で構成する運営委員会を設置し、本事業の効果的な推進を図ることとする。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の事業から適用する。